

【報道資料】

令和2年度租税滞納状況について

広島国税局では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、納税緩和制度の適用や滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めています。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対しては、法令等に基づき、納税の猶予等の納税緩和制度を迅速かつ柔軟に適用するなど、引き続き、適切に対応しています。

(注1) 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。

(注2) 令和2年4月30日に施行された「納税の猶予制度の特例」を適用中の国税は、滞納に含まれません。

○ 令和2年度租税滞納状況

(単位：百万円)

	A 令和元年度末 滞納整理中 のもの額 (前期繰越額)	B 新規発生滞納額	C 整理済額	D (A+B-C) 令和2年度末 滞納整理中 のもの額 (次期繰越額)
全税目	(89.5%) 16,637	(96.9%) 18,818	(70.2%) 15,008	(122.9%) 20,447
所得税	8,098	4,926	3,985	9,038
内 源泉所得税	2,310	579	610	2,279
内 申告所得税	5,788	4,346	3,375	6,759
法人税	2,489	1,688	1,393	2,784
相続税	455	456	591	320
消費税	5,495	11,667	8,978	8,184
その他税目	101	82	61	121

- (注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。
 2 地方消費税を除いています。
 3 令和3年4月及び5月に督促状を発付した滞納のうち、その国税の所属年度(納税義務が成立した日の属する年度)が令和2年度所属となるものを含んでいます。
 4 各々の計数で四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

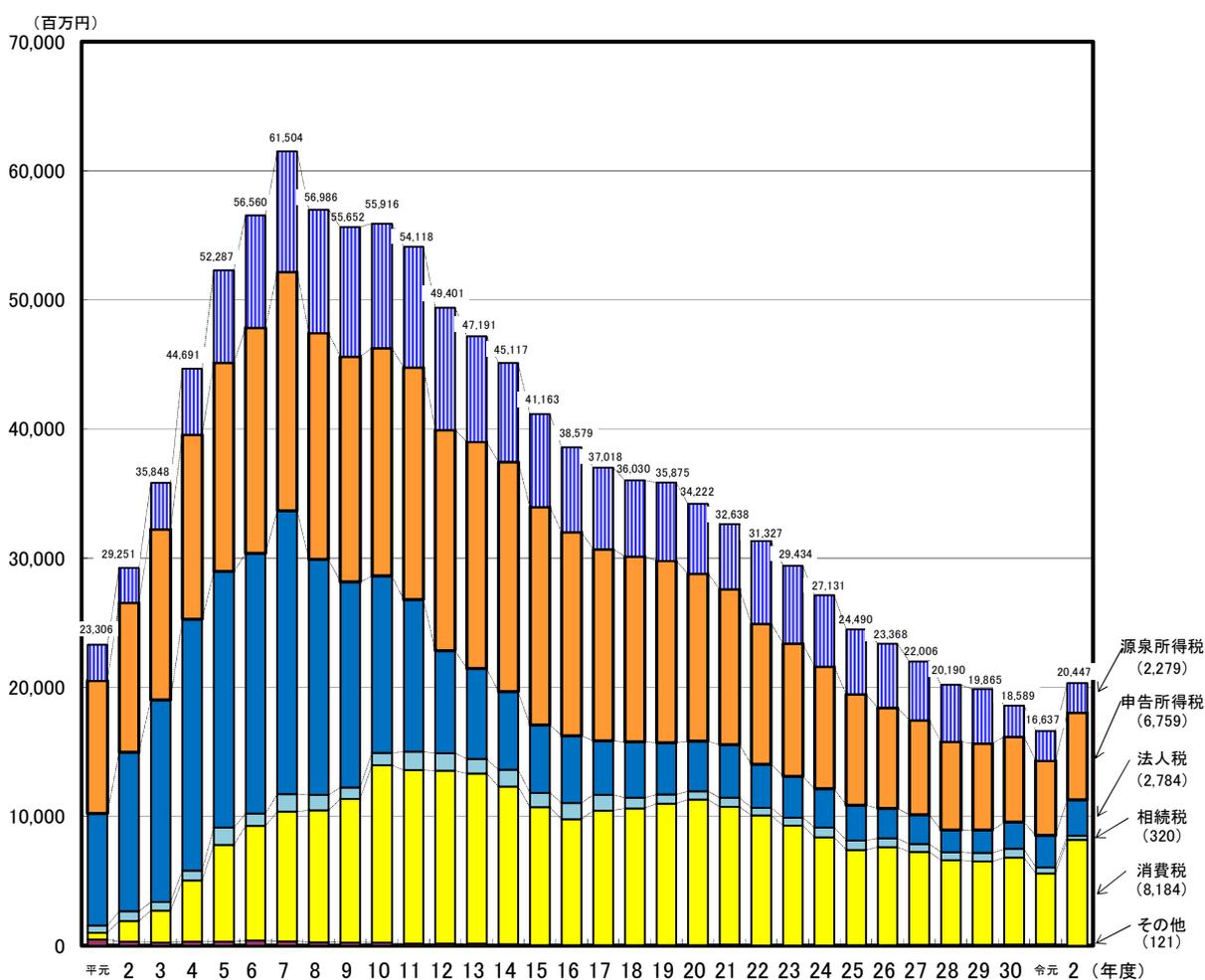
滞納整理中のものの額（滞納残高）

－滞納整理中のものの額は204億47百万円で、ピーク時（平成7年度）の約3割－

令和2年度における滞納整理中のものの額は、204億47百万円となっており、令和元年度と比較すると、38億10百万円（+22.9%）増加しました。

（注）平成7年度の滞納整理中のものの額は、615億4百万円

○ 滞納整理中のものの額の推移



（注）地方消費税を除いています。

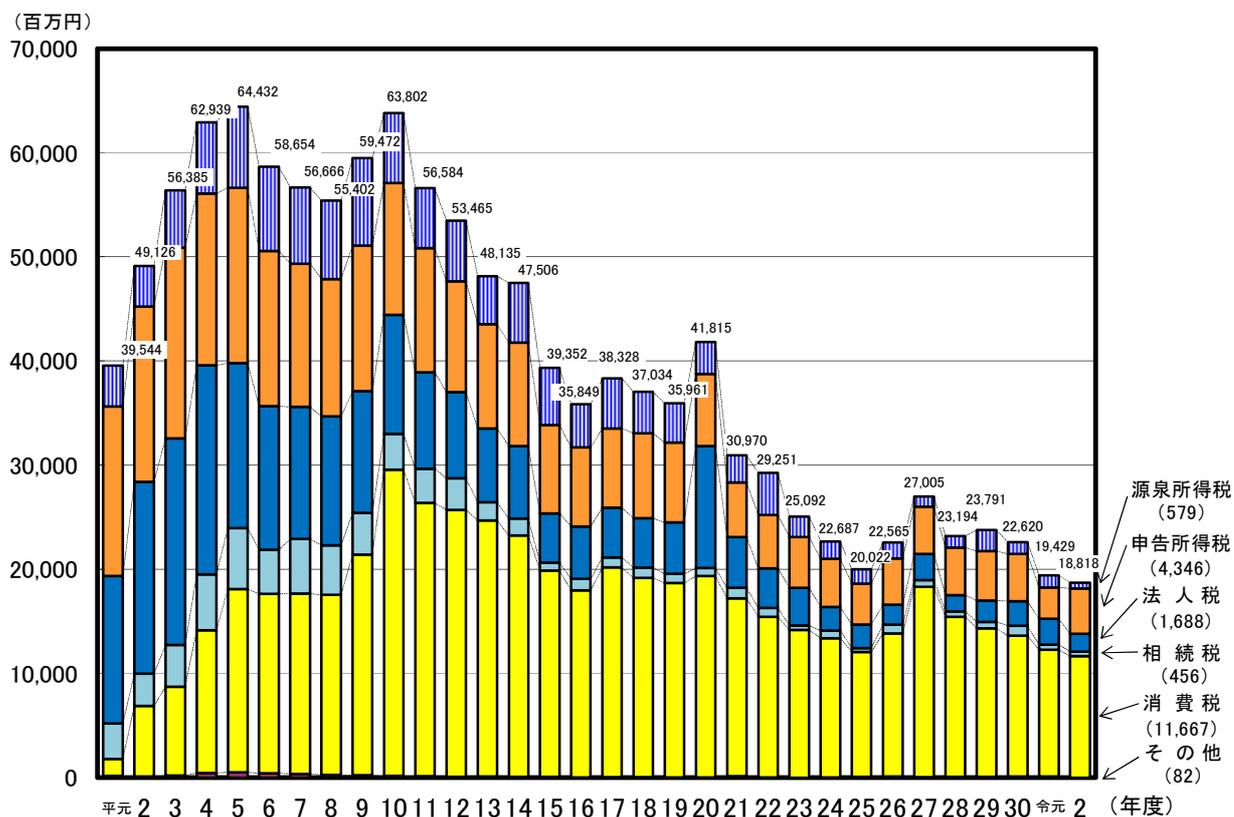
新規発生滞納額

－新規発生滞納額は 188 億 18 百万円で、ピーク時（平成 5 年度）の約 3 割－

令和 2 年度における新規発生滞納額は、188 億 18 百万円となっており、令和元年度と比較すると、6 億 11 百万円（▲3.1%）減少しました。

（注）平成 5 年度の新規発生滞納額は、644 億 32 百万円

○ 新規発生滞納額の推移



（注）地方消費税を除いています。

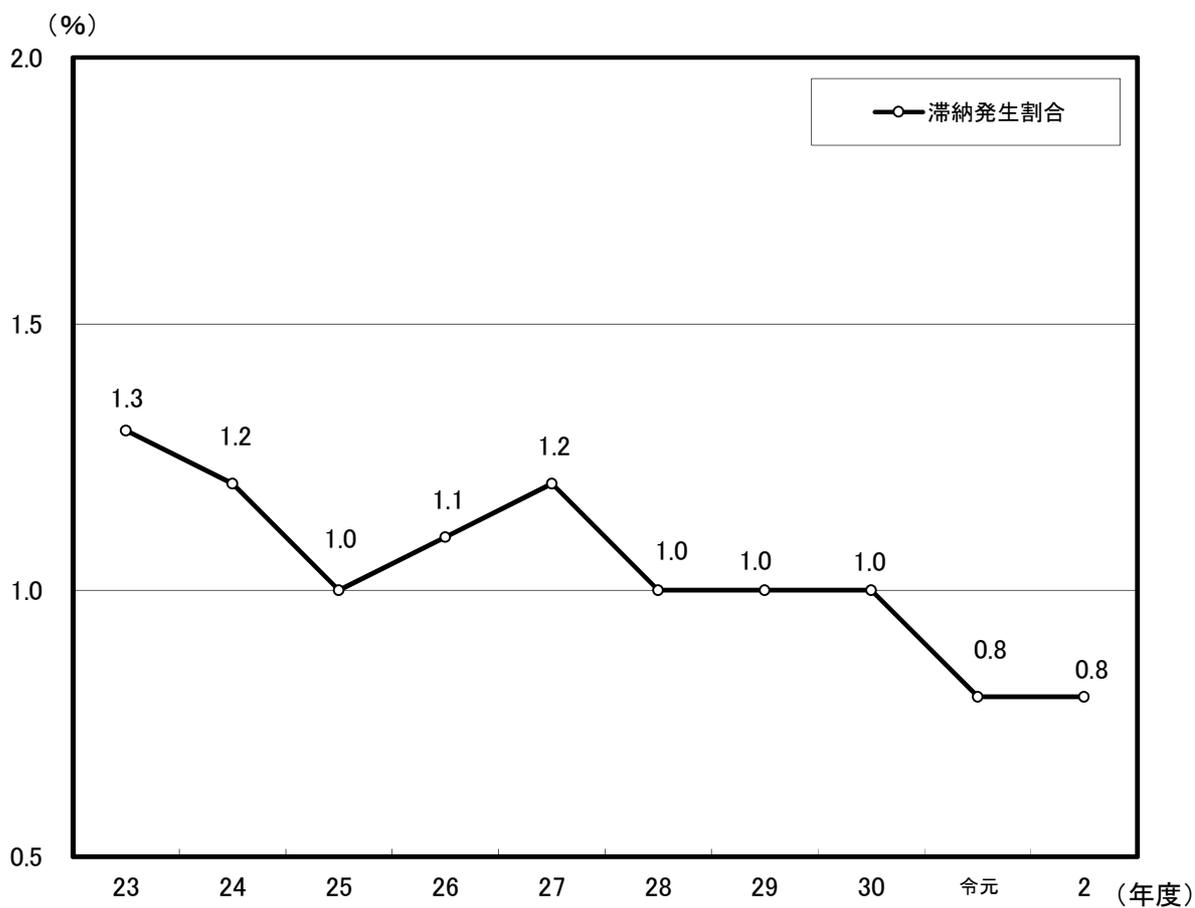
滞納発生割合

－滞納発生割合は0.8%で、引き続き、低水準で推移－

令和2年度における滞納発生割合は、0.8%となっており、令和元年度から増減はありませんでした。

(注) 滞納発生割合とは、徴収決定済額（申告などにより課税されたものの額）に占める新規発生滞納額の割合をいいます。

○ 滞納発生割合の推移（過去10年）



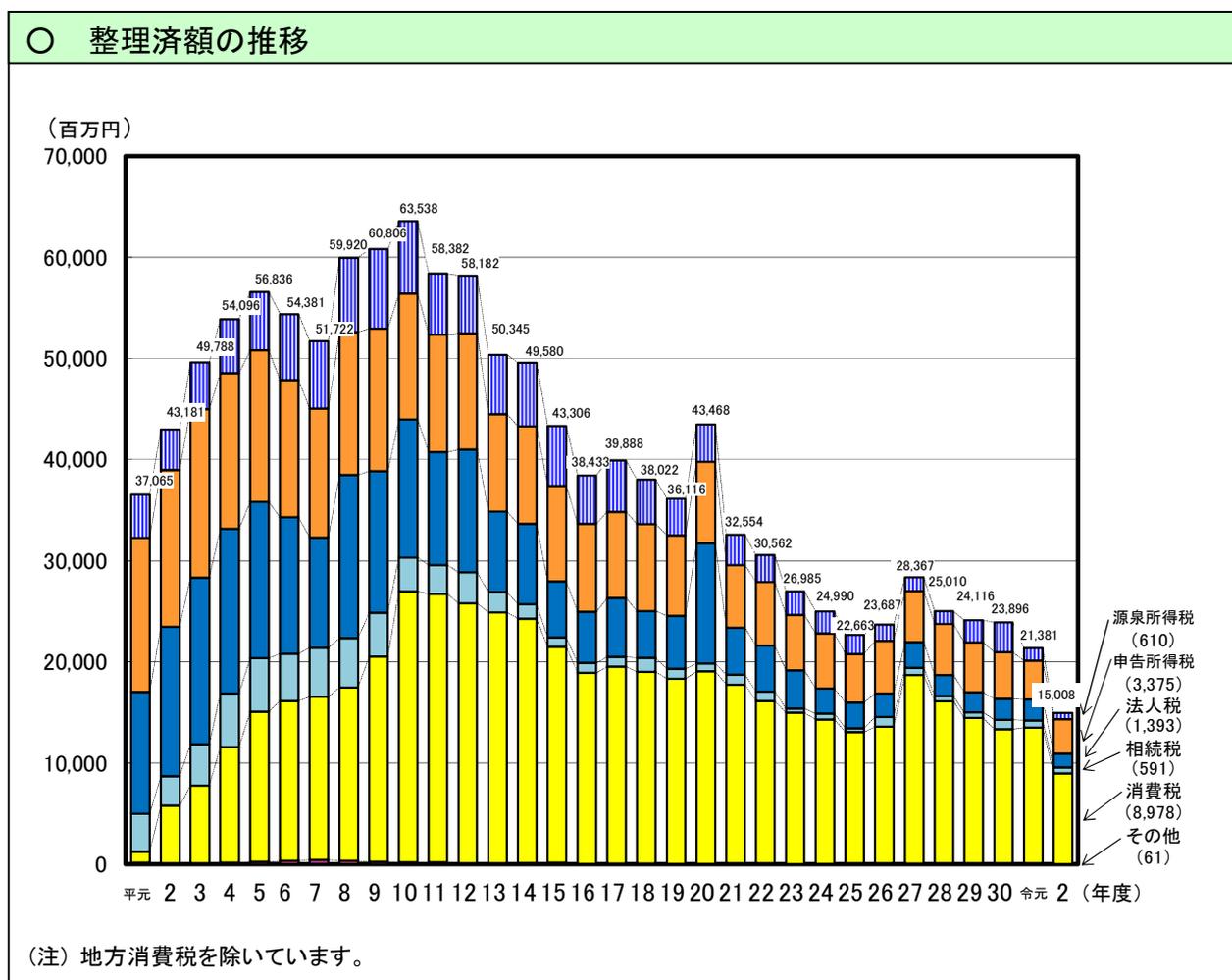
(注) 地方消費税を除いています。

整理済額

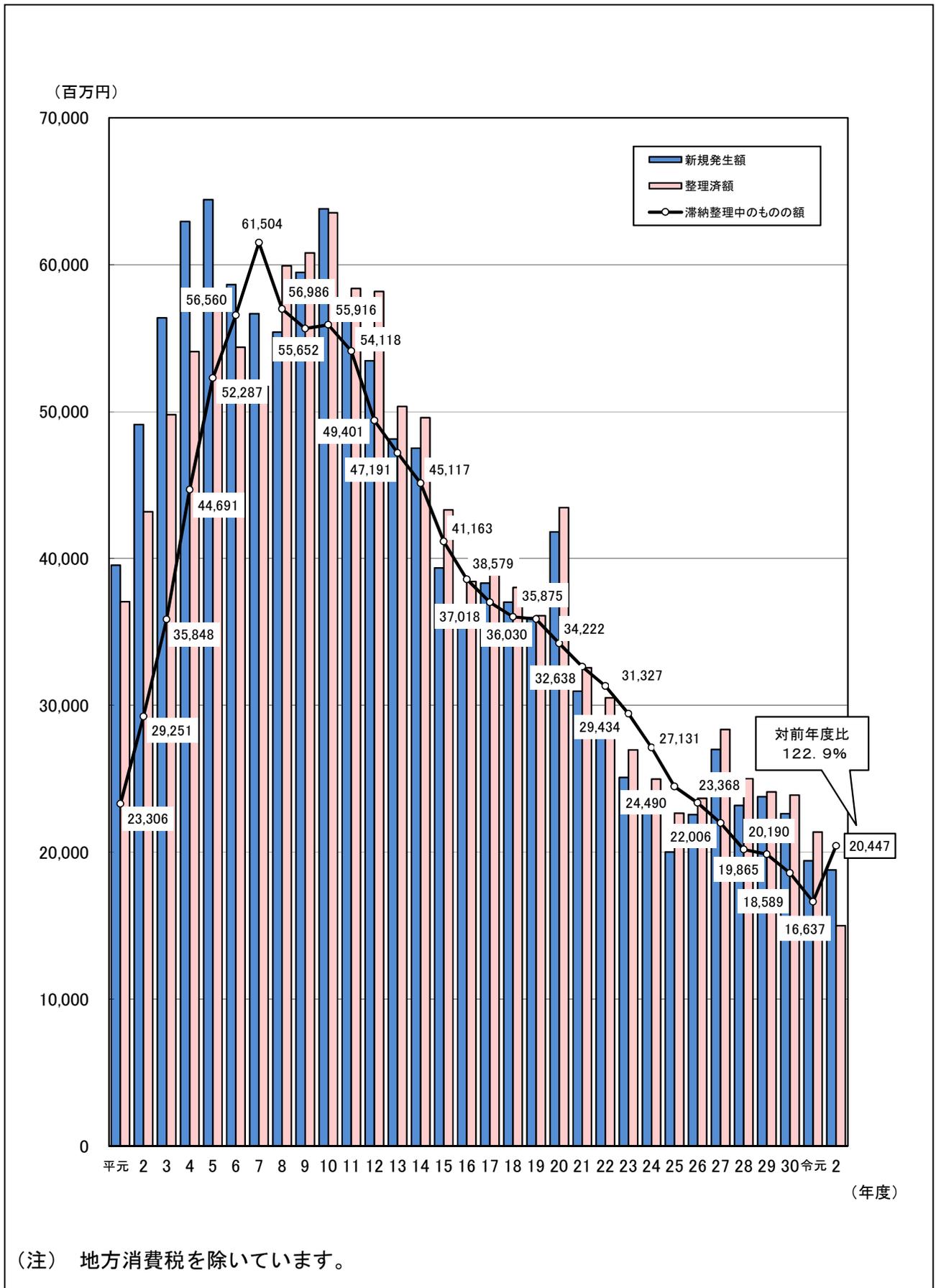
－整理済額は 150 億 8 百万円で、前年度から減少－

令和 2 年度における整理済額は、150 億 8 百万円となっており、令和元年度と比較すると 63 億 73 百万円（▲29.8%）減少しました。

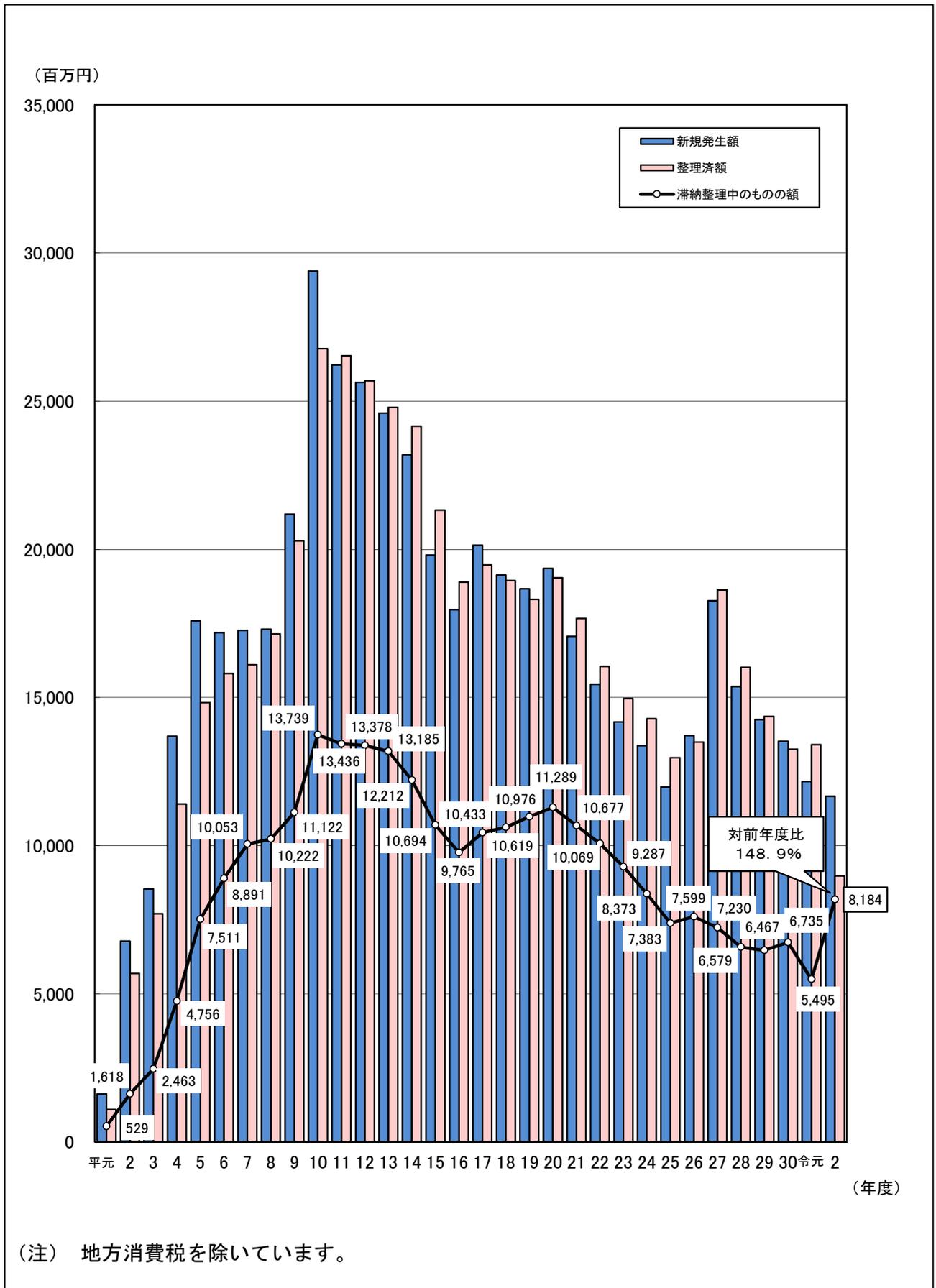
なお、国税庁においては、令和 2 年 3 月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方に対する納税緩和制度の適用を最優先に取り組んでまいりました。



滞納整理中のものの額の推移（全税目）



滞納整理中のものの額の推移（消費税）



主要税目別の租税滞納状況

(単位:百万円)

税目		区分	A 前年度末	B	C	D (A+B-C) 当年度末
			滞納整理中のものの額	新規発生滞納額	整理済額	滞納整理中のものの額
全税目 合計		30	外 1,703 (98.4%) 19,865	外 3,677 (95.1%) 22,620	外 3,597 (99.1%) 23,896	外 1,784 (93.6%) 18,589
		令元	外 1,784 (93.6%) 18,589	外 3,294 (85.9%) 19,429	外 3,622 (89.5%) 21,381	外 1,456 (89.5%) 16,637
		2	外 1,456 (89.5%) 16,637	外 3,265 (96.9%) 18,818	外 2,498 (70.2%) 15,008	外 2,223 (122.9%) 20,447
主 要 税 目 の 内 訳	所得 税	30	(97.0%) 10,900	(83.7%) 5,673	(106.1%) 7,543	(82.9%) 9,031
		令元	(82.9%) 9,031	(73.6%) 4,173	(67.7%) 5,106	(89.7%) 8,098
		2	(89.7%) 8,098	(118.0%) 4,926	(78.0%) 3,985	(111.6%) 9,038
	源泉 所得 税	30	(96.0%) 4,214	(56.6%) 1,143	(134.6%) 2,951	(57.1%) 2,407
		令元	(57.1%) 2,407	(101.2%) 1,157	(42.5%) 1,254	(96.0%) 2,310
		2	(96.0%) 2,310	(50.0%) 579	(48.6%) 610	(98.7%) 2,279
	申告 所得 税	30	(97.7%) 6,686	(95.2%) 4,530	(93.4%) 4,592	(99.1%) 6,624
		令元	(99.1%) 6,624	(66.6%) 3,016	(83.9%) 3,852	(87.4%) 5,788
		2	(87.4%) 5,788	(144.1%) 4,346	(87.6%) 3,375	(116.8%) 6,759
	法 人 税	30	(103.6%) 1,775	(115.2%) 2,363	(103.9%) 2,068	(116.6%) 2,070
		令元	(116.6%) 2,070	(104.5%) 2,470	(99.2%) 2,051	(120.2%) 2,489
		2	(120.2%) 2,489	(68.3%) 1,688	(67.9%) 1,393	(111.9%) 2,784
	相 続 税	30	(106.3%) 662	(152.4%) 942	(161.1%) 933	(101.4%) 671
		令元	(101.4%) 671	(53.4%) 503	(77.1%) 719	(67.8%) 455
		2	(67.8%) 455	(90.7%) 456	(82.2%) 591	(70.3%) 320
消 費 税	30	外 1,703 (98.3%) 6,467	外 3,677 (94.9%) 13,524	外 3,597 (92.3%) 13,256	外 1,784 (104.1%) 6,735	
	令元	外 1,784 (104.1%) 6,735	外 3,294 (90.0%) 12,167	外 3,622 (101.1%) 13,407	外 1,456 (81.6%) 5,495	
	2	外 1,456 (81.6%) 5,495	外 3,265 (95.9%) 11,667	外 2,498 (67.0%) 8,978	外 2,223 (148.9%) 8,184	
そ の 他 税 目	30	(148.8%) 61	(129.7%) 118	(133.3%) 96	(134.4%) 82	
	令元	(134.4%) 82	(98.3%) 116	(102.1%) 98	(123.2%) 101	
	2	(123.2%) 101	(70.7%) 82	(62.2%) 61	(119.8%) 121	

- (注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。
 2 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。
 ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。
 3 各々の計数において、百万円未満を四捨五入したため、合計とは一致しない場合があります。

— 問い合わせ先・連絡先 —

広島国税局 (代表) 082-221-9211
 徴収課 課長補佐 井上千恵 (内線 3809)
 国税広報広聴室 室長補佐 池田孝行 (内線 3797)